

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護事業

介護予防小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能 あおぞら」

当事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 秘密の保持と個人情報保護
7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について
8. 相談・苦情解決の手順
9. 身体拘束の禁止
10. 運営推進会議の設置
11. 協力医療機関、バックアップ施設
12. 非常災害時の対応
13. 緊急時の対応方法について
14. 事故発生時の対応方法について
15. 衛生管理等
16. 虐待の防止について
17. 業務計測計画の策定等について
18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
19. サービス利用にあたっての留意事項

有限会社 あおぞら

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 あおぞら
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市港区三先一丁目1番19号
- (3) 電話番号 (06) 6599-1156
- (4) 代表者氏名 代表取締役 西田 裕
- (5) 設立年月日 2001年7月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
大阪市 第2790400028号
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能 あおぞら
- (4) 事業所の所在地 大阪府大阪市港区三先一丁目1番19号
- (5) 電話番号 (06) 6572-6230
- (6) 管理者氏名 服部 慎也
- (7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 2008年7月1日
- (9) 登録定員 24名（通いサービス定員12人、宿泊サービス定員4人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	4室	和室2室、洋室2室
居間兼食堂		1室
台所		1室
浴室		1室
その他		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大阪市港区

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9時～18時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日 18時～9時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置の状況>

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1人	0人	事業所の一元管理
2. 介護支援専門員	1人	0人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	5人	3人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人	0人	健康チェック等の医務業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間：9時から18時を基本とするシフト制
2. 介護支援専門員	勤務時間：9時から18時を基本とするシフト制
3. 介護職員	主な勤務時間：9時から18時を基本とするシフト制 夜間の勤務時間：22時から8時を基本とするシフト制 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間：9時から18時を基本とするシフト制

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、通常は利用料金の9割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。(介護保険負担割合により自己負担は1割～3割となります) ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

①食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気含む)は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。

下記料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。

(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

	要支援1	要支援2
1 利用者の要介護度とサービス料金	37,536円	75,855円
2 うち、介護保険から給付される金額	33,782円	68,270円
3 サービス利用に係る自己負担(1-2)	3,754円	7,585円

1 利用者の要介護度とサービス料金	要介護1 113,783円	要介護2 167,226円	要介護3 243,266円	要介護4 268,486円	要介護5 296,033円
2 うち、介護保険から給付される金額	102,405円	150,503円	218,939円	241,637円	266,430円
3 サービス利用に係る自己負担(1-2)	11,378円	16,723円	24,327円	26,849円	29,603円

※自己負担割合が1割の方の例

- 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（２）ア及びイ参照）
- 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算（１日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して３０日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分に自己負担が必要となります。３０日を超える入院をされた後に再び開始した場合も同様です。

１ 加算対象サービスとサービス料金	初期加算（３０日まで） ３２６円（１日あたり）
２ うち、介護保険から給付される金額	２９３円（１日あたり）
３ サービス利用に係る自己負担額（１－２）	３３円（１日あたり）

ウ 加算（１月につき）

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）…	350単位/月
認知症加算（Ⅲ） ……認知症自立度Ⅲ、Ⅳ及びMの利用者	760単位/月
（Ⅳ） ……介護度２で、かつ認知症自立度Ⅱの利用者	460単位/月
看護職員配置加算（Ⅰ）…	900単位/月
訪問体制強化加算 …	1000単位/月
総合マネジメント加算 …	800単位/月
科学的介護推進加算 …	40単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） …	所定単位数×146/1000

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 ３５０円 昼食 ６００円 おやつ １００円 夕食 ６００円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

１泊 ２，８００円

ウ 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費に関しては、実費をご負担いただ

きます。

エ おむつ代・洗濯代

利用者の必要に応じて、有償提供させていただきます。

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行・郵便局での自動引落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者との協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 代表 西田 裕

○受付時間 9：00～18：00

○電話番号 06-6572-6230

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 港区保健福祉センター 地域保健福祉担当（介護保険）	所在地 大阪市港区市岡一丁目15番25号 電話番号 06-6576-9859 FAX 06-6572-9511
【市町村の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険 課指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話番号 06-6241-6311 FAX 06-6241-6608
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418

8. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、利用者及びその家族に説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

運営推進会議の目的	小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。
-----------	---

委員の構成	利用者代表 三先地域ネットワーク委員長 三先社会福祉協議会町会長	利用者の家族代表 三先地区民生委員長 包括支援センター
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。	

1 1. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

協力医療機関	医療法人ほのぼの会 にいつクリニック
	所在地 港区港晴一丁目1番23号 電話 06-6571-0549
協力歯科医療機関	医療法人南労会 松浦診療所
	所在地 弁天二丁目1番30号 電話 06-6584-8068
連携介護老人福祉施設	社会福祉法人みなと寮 特別養護老人ホーム 愛港園
	所在地 港区八幡屋四丁目8番1号 電話 06-6571-6231

1 2. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者：西田 哲

<消防用設備>

- ・自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

- ・大規模災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

1 3. 緊急時の対応方法について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 医療法人ほのぼの会 にいつクリニック
	所在地 港区港晴一丁目1番23号
	電話番号 06-6571-0549
	受付時間 9時～12時 15時～19時
	診療科 内科

1 4. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任 1億円（1名あたり） 1事故あたり 10億円 財物 1千万円

1 5. 衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止担当者 管理者 服部 慎也

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	2024年9月26日
実施予定月	毎年9月の運営推進会議
実施した評価機関の名称	運営推進会議
評価機関の開示状況	あおぞらホームページにて開示

19. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護負担割合証を提示してください。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 金品・貴重品等の所持品は、自己の責任で管理してください。事業所は紛失等の責任は負えないものとなっています。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

上記内容について、「大阪市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 27 号）」及び「大阪市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 32 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

年 月 日

事業者 所在地 大阪府大阪市港区三先一丁目 1 番 1 9 号
法人名 有限会社 あおぞら
代表者 代表取締役 西田 裕
事業所 名称 小規模多機能 あおぞら

説明者氏名 _____ 印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受け、指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者住所 大阪市 _____

利用者氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ 印

家族住所 _____

家族氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印